

山口県最低賃金は 令和5年10月1日から 1時間**928**円！

使用者は、この金額より低い賃金で労働者(学生アルバイト等を含む)を使用することはできません。

なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金(令和4年12月15日改正)

- 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 1時間 1,024円
- 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 1時間 948円
- 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 1時間 985円

※ 下記の特定(産業別)最低賃金は、改定されるまでの間、今回改正された山口県最低賃金を下回るため、令和5年10月1日から山口県最低賃金時間額928円が適用されます。

- 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金 1時間 907円

※ 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しいことは 山口労働局賃金室(083-995-0372)
又は最寄りの 労働基準監督署 にお尋ねください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署